

西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和 7 年 3 月 7 日（金）

午後2時00分～午後2時40分

場 所 西尾市役所水道庁舎 3 階 第 2 会議室

議 題 議案第 1 号 西三河都市計画一色町坂田新田地区計画の変更（西尾市決定）について

議案第 2 号 西三河都市計画岡島江原流通業務団地地区計画の変更（西尾市決定）について

出席委員 嶋田喜昭 永山英人 青山繁 松井晋一郎 黒柳和義 牧千恵子

朝岡市郎 手島とし子 外山好一 村井由加子 中根静夫 瀬瀬靖央

欠席委員 齋藤種治 磯貝剛 斉藤忠司

事務局 都市整備部長 吉田修二

都市整備部技監 藤城正裕

都市計画課長 青山 光

都市計画課 主任主査 坂部 一

技 師 鈴木颯人

公開の有無 公開

傍聴人数 なし

(開会) 午後2時00分

会長あいさつ

会議成立の報告

- ・ 審議会出席委員は15名中12名、西尾市都市計画審議会条例第5条第2項により、審議会は成立。

署名委員の指名

- ・ 西尾市都市計画審議会運営要綱第6条第1項により、永山委員、瀬瀬委員を会議録署名委員に指名。

議題

- 1 西三河都市計画一色町坂田新田地区計画の変更（西尾市決定）について
- 2 西三河都市計画岡島江原流通業務団地地区計画の変更（西尾市決定）について

(都市計画課より議案一括説明)

質疑

【嶋田委員】

道路の整備状況、工場等の立地状況はどのようなですか。

【事務局】

議案第1号一色町坂田新田地区について、議題第1号4ページをご覧ください。地区内の中心部にH型の区域内道路があります。こちらは通り抜け可能ですが、区域内のみ舗装された道路です。工場の立地状況は、自動車関連部品を中心とした鋳型メーカーが1社立地しています。

議案第2号岡島江原流通業務団地地区について、議題第2号4ページをご覧ください。地区の中心部に曲線の道路があり、舗装された道路です。工場の立地状況は、運送業務を中心とした企業が4社立地しています。

【嶋田委員】

空いている区画はありますか。

【事務局】

一色町坂田新田地区については、建物の無い空いた区画はありますが、1社が全ての土地を所有しています。

岡島江原流通業務団地地区については、4社ですべて埋まっています。

【嶋田委員】

一色町坂田新田地区のアクセス道路に都市計画道路がないですが、どのようにアクセスしますか。

【事務局】

議案第1号の計画図、北側と東側に道路が整備されており、国道247号線からセンターラインのある片側1車線道路で本地区へアクセスします。

【嶋田委員】

今回の変更は建物の用途自体に変更ないですか。

【事務局】

今回の変更による建物の用途は変更ございません。記載している法律名が変わったことによる地区計画の変更であり、実質的な規制等の変更はありません。

【嶋田委員】

審議会で審議しないといけない内容なのでしょうか。手続き上仕方がないのでしょうか。

【事務局】

愛知県と相談をさせていただきましたが、軽微なものではなく、審議会に諮る必要があると県が判断したためご審議いただいています。

【中根委員】

何か建築されるのでしょうか。

【事務局】

今回、新たに何かを建てるために変更するものではございません。法律の名称が変わったことで、地区計画に記載されている法律名を変更するものです。

【村井委員】

流通業務と記載がありますが、工場は立地できるのでしょうか。

【事務局】

一色町坂田新田地区については、議案第1号の2ページ地区整備計画の、建築物等の用途の制限をご覧ください。こちらは、工場と流通業務施設が建てられるということを意味します。

岡島江原流通業務団地地区については議案第2号の3ページをご覧ください。建築物等の用途の制限に、流通業務施設としか記載していないため、この地区については流通業務施設のみ建てられることを意味しており、工場は建てられません。

その後に採決を行い、原案のとおり承認。

(閉会) 午後2時40分